

前 金	部分払い
○ 有 無	0 回

令和7年度水施第1号

美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設ポンプ更新工事

## 設 計 書

津市上下水道事業局  
水道施設課

令和 7 年度 水施 第1号	工 事 設 計 書	局 長
		局 次 長
工 事 名	美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設ポンプ更新工事	課 長
		検 算 者
施 工 場 所	津市 美里町穴倉及び美里町北長野 地内	調整・担当幹 主
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額) 円)	担当主幹 担当副主幹
工 期	契約締結日から起算して286日間	主 担 査 当
工 事 の 大 要		設 計 者

ポンプ更新工事

一 式

【美里穴倉低区ポンプ場】

送水ポンプ（口径65mm） 2 台

【美里高座原低区ポンプ場】

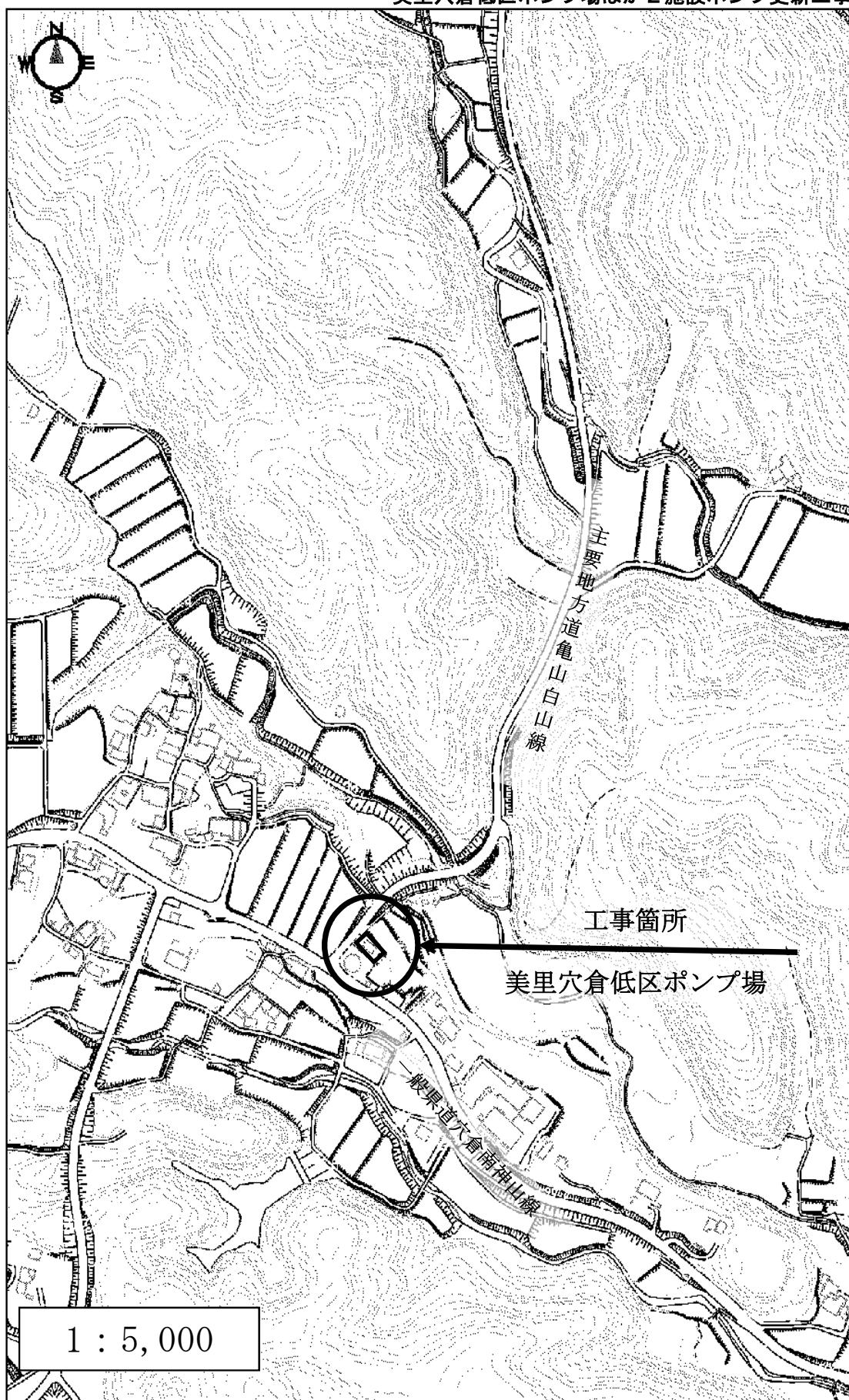
送水ポンプ（口径40mm） 2 台

【美里細野ポンプ場】

水中ポンプ（口径32mm） 1 台

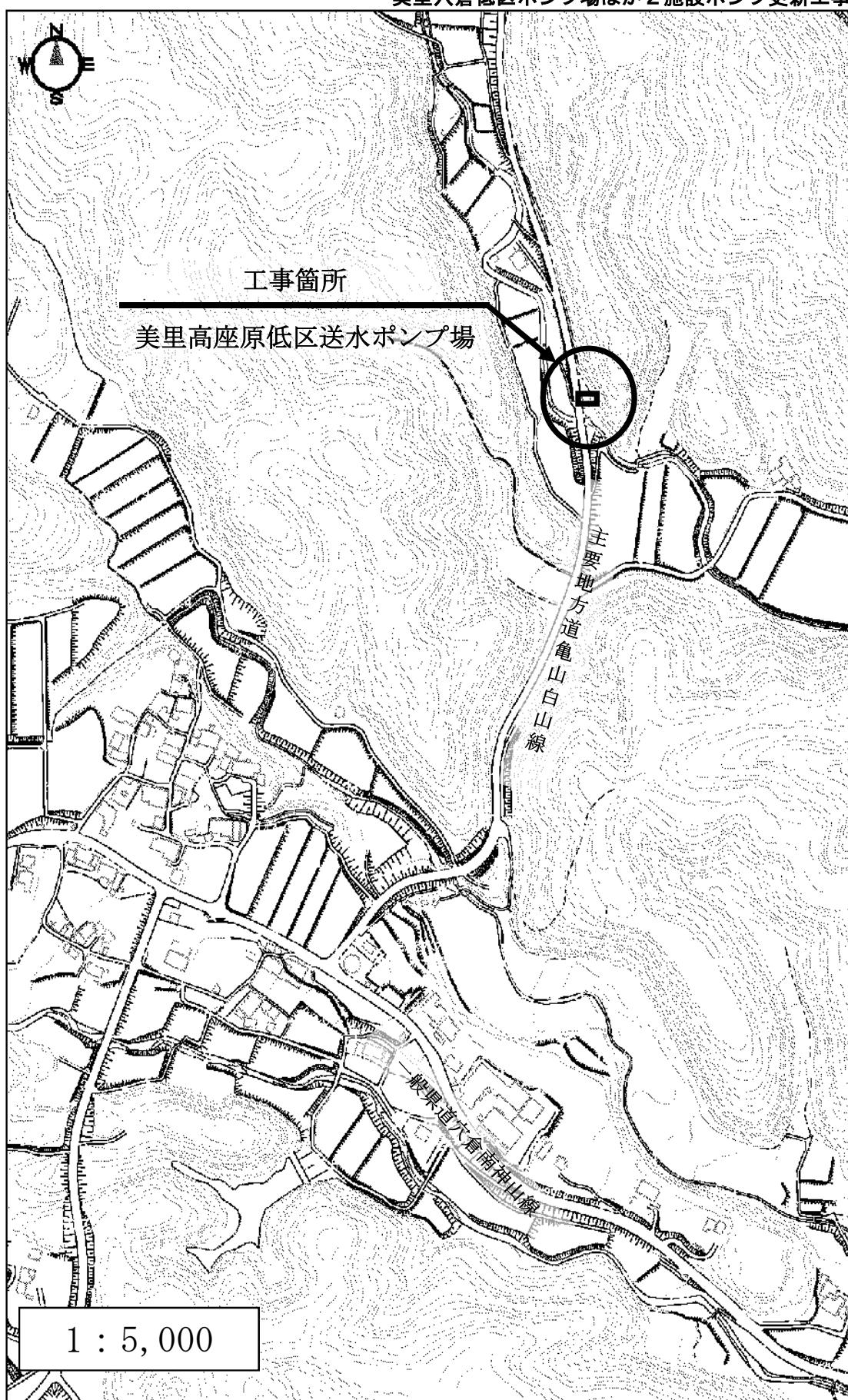
# 位 置 図

令和7年度水施第1号  
美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設ポンプ更新工事



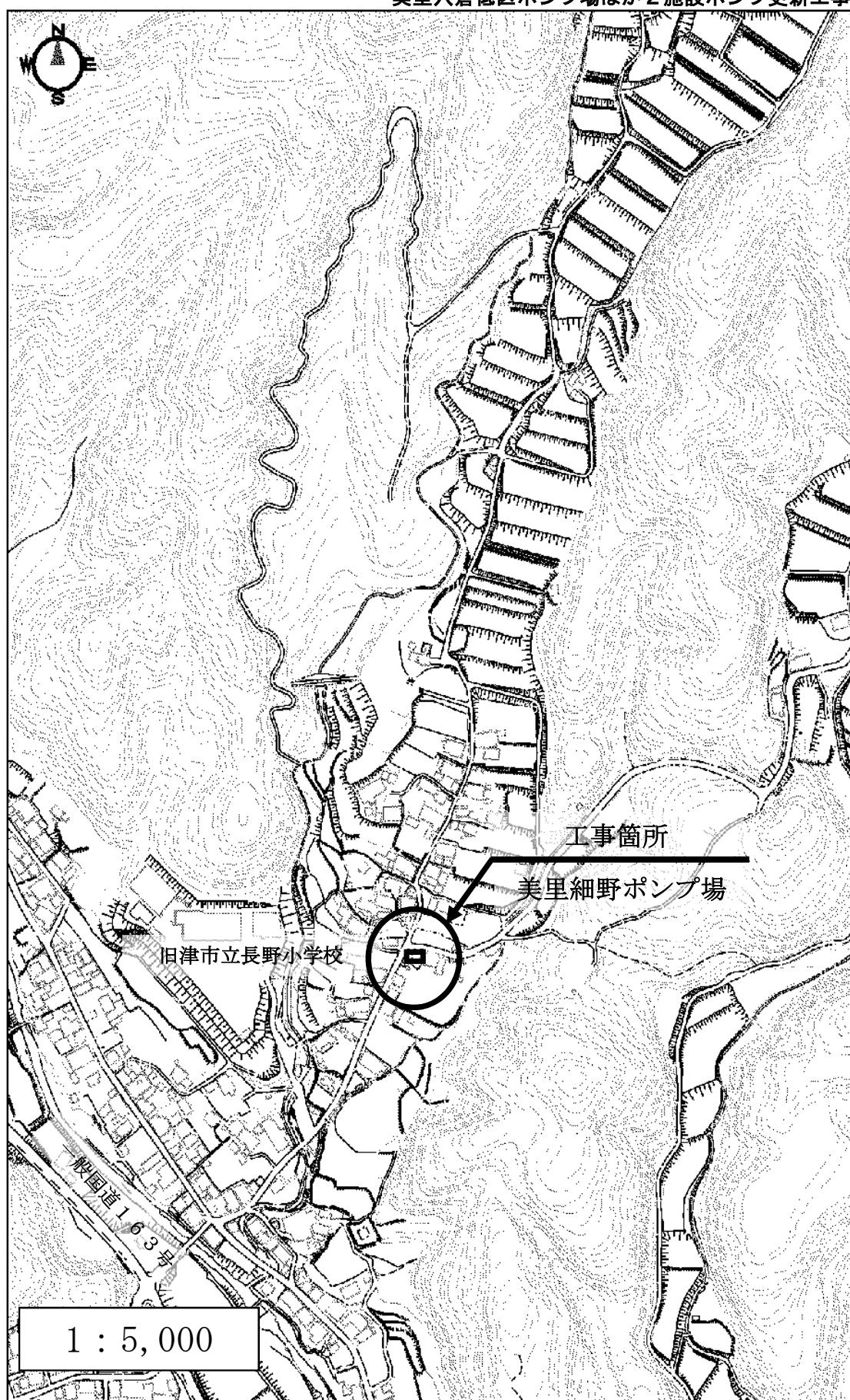
# 位 置 図

令和7年度水施第1号  
美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設ポンプ更新工事



# 位 置 図

令和7年度水施第1号  
美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設ポンプ更新工事



## 内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費							—	
	機器費			1	式	—		明細表第1号のとおり
		直接工事費					—	
			材料費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	—		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	—		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	—		
			直接工事費計					
			間接工事費				—	
			共通仮設費	1	式	—		明細表第6号のとおり
			現場管理費	1	式	—		
			据付間接費	1	式	—		
			間接工事費計					
			据付工事原価計					
			工事原価計					
		一般管理費等		1	式	—		
		現場発生品控除		1	式	—	▲	明細表第7号のとおり

內訛表

## 明 細 表 第 1 号

## 明 紹 表 第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単 位	単 價	金 額	摘 要
材料費				1	式	——	——	
	【美里穴倉低区ポンプ場】 2F球型フレキ 口径65mm SS製			2	個			
	フランジ接合材 65A BNP EPDM SUS			2	組			
	漏電遮断器 75A			2	個			
	進相コンデンサ 200 $\mu$ F			2	個			
	【美里高座原低区ポンプ場】 2F球型フレキ 口径40mm SS製			2	個			
	1F曲管(片現合) 50A 1385L×100L			2	個			
	フランジ接合材 40A BNP EPDM SUS			2	組			
	フランジ接合材 50A BNP EPDM SUS			4	組			
	漏電遮断器 50A			2	個			
	進相コンデンサ 150 $\mu$ F			2	個			
	【美里細野ポンプ場】 2F手動仕切弁 80A			1	個			
	フランジ接合材 32A BNP EPDM SUS			1	組			
	フランジ接合材 40A BNP EPDM SUS			2	組			
	フランジ接合材 80A BNP EPDM SUS			2	組			
	補助材料費			1	式			
	計 (材料費)							

### 明細表第3号

種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
労務費				1	式	—	—	
	一般労務費			1	式	—	—	
	普通作業員				人			
	設備機械工				人			
	配管工				人			
	溶接工				人			
	電工				人			
	小計 (一般労務費)							
	機械設備据付労務費			1	式	—	—	
	機械設備据付工				人			
	電気通信技術者				人			
	小計 (機械設備据付労務費)							
	計 (労務費)							

## 明 細 表 第 4 号

## 明 級 表 第 5 号

## 明 細 表 第 6 号

## 明 級 表 第 7 号

令和7年度水施第1号

美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設ポンプ更新工事

仕 様 書

津市上下水道事業局  
水道施設課

## 第 1 章 一般共通事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局が発注する次の工事に適用する。

- (1) 工事名 美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設ポンプ更新工事
- (2) 施工場所 津市 美里町穴倉及び美里町北長野 地内

### 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県国土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 建設業法
- (2) 水道法
- (3) 消防法
- (4) 計量法
- (5) 労働基準法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 建築基準法
- (8) 建設リサイクル法
- (9) 三重県公共工事共通仕様書
- (10) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (11) 電気事業法
- (12) 電気用品安全法
- (13) 日本電気協会内線規程（JEAC）
- (14) 電気規格調査会規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (16) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (17) 日本電池工業会規格（SBA）
- (18) 日本照明工業会規格（JLMA）
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (20) 日本溶接協会規格（WES）
- (21) 日本産業規格（JIS）
- (22) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書（JWWA）
- (23) 日本下水道事業団（JS）発刊基準類
- (24) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）
- (25) その他関係法令、条例及び規格等

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議のうえ決定する。

### 3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

- (1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

(3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4) 廃棄物の適切な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

## 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

## 6 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。本仕様書及び図面に記載していない場合であっても、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

## 7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

## 8 既設當造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

## 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

### (1) 着手時及び着手後に提出するもの

ア 工事着手届	※契約日から7日以内	1部
イ 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届		1部
※同資格者証、雇用確認証の写し添付		
ウ 工事カルテ登録内容確認書（500万円以上）	※15日以内	1部
エ 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上）		1部
オ 建設業退職金共済掛金収納書		1部
カ 設計書図書の照査に関する報告書		2部
キ 架空線・埋設物の確認報告書		2部

### (2) 工期内に適時提出するもの

ア 打合せ議事録（工事打合簿）	※下記事項に付随して2部提出	
イ 施工計画書（30日以内）		2部
※ 三重県公共工事共通仕様書15項目、有資格証の写し等		
ウ 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく 計画書、実施書類（必要な場合）		1部
エ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（必要な場合）		1部
オ 月間工程表（前月末まで）		2部

カ	週間工程表（隨時）	2部
キ	工事履行状況報告書（翌月4日以内）	2部
ク	実施工程表（月間工程黒線に実施赤線で記入したもの）	2部
ケ	施工体制台帳の写し（必要な場合）	2部
コ	部分下請負通知書（必要な場合）	2部
	※施工に必要な資格証等の写しを添付すること。	
サ	承諾図書	2部
シ	段階確認書（隨時）	2部
ス	使用材料調書	2部
セ	機器（材料）確認調書	2部
ソ	諸官庁届出書（必要な場合）	必要部数
タ	地元調整に関する書類（必要な場合）	2部
チ	工事検査要求書（必要な場合）	2部
ツ	社内検査要領書（検査前）	2部
テ	社内検査成績表（検査後）	2部
ト	出来形管理資料（適時）	2部
ナ	品質管理資料（適時）	2部
ニ	施工要領書（図面含む）	2部
ム	試運転要領書（試運転前）	2部
ネ	試運転成績表（試運転後）	2部
ノ	その他必要な書類	必要部数

※安全教育、研修・訓練報告書等については施工中提示できる様にすること。

### (3) 完成時に提出するもの

ア	完成報告書【津市様式】	2部
イ	工事完成写真【津市様式】	
	※主要な部分（前中後）を抜粋したもの。同アングル	2部
ウ	完成図書 製本（金文字・黒表紙）	1部
エ	施設ごとの完成図書	必要部数
オ	工事写真帳（全体）	1部
	※第11項参照のこと。	
カ	施工監理記録	1部
キ	安全管理資料	1部
	・定期安全研修・訓練等の記録、安全巡視	
	・パトロール（支援体制）記録	
	・KY・TBM・新規入場者教育等の実施記録簿	
	・災害防止協議会等の実施記録簿	
	・過積載防止の取り組み、重機・車両等の点検整備記録簿	
	・仮設・保安施設（安全対策）等の設置状況	
	・その他必要な書類	
ク	電子データ（完成図書データ・写真のCDを完成図書に挟み込み）	1部
ケ	その他必要な書類	必要部数

※上記ウ、エ、オ、カ、キについては、目次、インデックス等で分かりやすく整理すること。

## 10 試験及び検査

- (1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、そ

の成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

(5) 配管等については、日本水道協会の検査を受け、検査成績書を提出すること。

## 11 機器製作及び現場施工の記録写真

### (1) 写真の分類

- ア 施工前、施工中及び完成（同一アングルにて撮影のこと）の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上（施工前）・中（施工中）・下（完成）の順に配する。
- イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

### (2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

### (3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。

#### イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

ウ 写真には、下記の項目を記載した小黒板（電子黒板）を被写体と共に写しこむこと。

- ① 工事名
- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種、機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

## 12 施工管理

(1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策及び安全教育を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。

(3) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。

(4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

## 13 作業主任者の選任

(1) 受注者は、労働災害を防止するため、作業主任者を選任すべき作業において作業主任者を選任し、必要な指揮・点検・監視等を行うこと。

（例）足場の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、ガス溶接作業主任者、有機溶剤作業主任者、あと施工アンカー、クレーン、玉掛け作業等

(2) 上記に係る免許証又は講習修了書等の写しを発注者に提出すること。

## 14 衛生管理

- (1) 施工箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、池内及びその上部での油脂や薬剤等飲料水に不適なものは使用しないこと。周囲で使用する場合にあっても、発注者と協議のうえ決定すること。
- (2) 作業従事者は、必要により水道法第21条による健康診断（検便）を受け、その診断結果を発注者に提出し、承諾を得て従事すること。（有効期間は概ね6か月以内）

## 15 基本

### (1)施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

### (2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

### (3)保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

## 16 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会（照査）し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

## 17 支払いに関する事項

### (1)前金払い

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規程する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めた時は契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

## 18 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)別紙、特記仕様書（施工条件明示一覧表）参照

## 第2章 特記仕様

### 1. 工事の概要

本工事は、美里穴倉低区ポンプ場及び美里高座原低区ポンプ場、美里細野ポンプ場に設置されているポンプを新規ポンプに取替えるものである。

### 2. 工事内容

- (1) 既設送水ポンプの撤去・処分
- (2) 新規送水ポンプの製作・据付
- (3) 付帯設備（仕切弁・配管）等の更新・処分
- (4) 上記、基礎コンクリートのとりこわし工・コンクリート工・仕上げ・処分等
- (5) 上記（1）～（3）に係る電気工事、試運転調整
- (6) その他必要な事項

### 3. 荷造り及び運搬

- (1) 各機器は検査を行った後、荷痛みの無い様十分な、荷造りを行い、現地へ搬入する。
- (2) 搬入に際して各機器に損傷の無い様特に注意を払い、運搬中に不測の事故が生じた場合はすべて受注者の負担とする。

### 4. 撤去・据付

- (1) 設備を運転しながらの工事となるため1台ずつ更新とし、設備停止可能時間を考慮し施工すること。
- (2) 据え付け完了後、速やかに監督員の検査を受け運転をさせること。
- (3) 配水に管内濁りが発生しない様、十分に対応すること。

### 5. 試験・検査

- (1) 配管類については、日本水道協会（認定工場）の検査を必要とする。
- (2) 上記にかかる各種試験及び検査成績書を提出すること。

### 6. 機器仕様 ※下記、同等品とする。

#### (1) 美里穴倉低区ポンプ場

##### ア 送水ポンプ

数量	:	2台（1号・2号）
型式	:	多段渦巻ポンプ（既設：荏原製作所 65MS4611）
取扱液	:	清水
口径	:	65mm
フランジ	:	JIS10K RF
吐出量	:	0.293m <sup>3</sup> /min
揚程	:	66m
電動機出力	:	11kW 4P
周波数	:	60Hz

電圧	: 3 φ 200 V	
起動方式	: スターデルタ方式	
構造	: 羽根車 クローズド 軸封 グランドパッキン 軸受 スリープベアリング (油潤滑)	
材質	: ケーシング F C 200 相当 羽根車 C A C 406 相当 主軸 S 35C 相当 軸スリーブ C A C 406 相当	
付属品	: 共通ベース カップリング カップリングガード 圧力計 (バルブ等含む) レンジ 0 ~ 1.0 MPa 程度 連成計 (バルブ等含む) レンジ -0.1 ~ 0.6 MPa 程度 その他必要なもの	×各 1 組 ×各 1 組 ×各 1 組 ×各 1 組 ×各 1 組 ×一式

イ 2F 球型フレキ

呼び径	: 65 A
取付寸法	: 120 mm (概寸)
数量	: 2 個
法兰ジ	: J I S 10K FF
材質	: S S 相当

ウ フランジ接合材 (B N P)

呼び径	: 65 A
数量	: 2 組 (ポンプ吐出側のみ)
呼び圧力	: J I S 10K RF
材質	: パッキン · · · · · E P D M 相当 ボルト、ナット · · · · S U S 相当

エ 漏電遮断器 : 75 A 100 A F 警報接点付き × 2 個

オ 進相コンデンサ : 乾式 200 μF × 2 個

(2) 美里高座原低区送水ポンプ場

ア 送水ポンプ

数量	: 2 台 (1号・2号)
型式	: 多段渦巻ポンプ (既設: 荘原製作所 40MS867.5)
取扱液	: 清水
口径	: 40 mm

フランジ	:	J I S 1 0 K R F	
吐出量	:	0. 15 m <sup>3</sup> / min	
揚程	:	9.8 m	
電動機出力	:	7.5 kW 4 P	
周波数	:	60 Hz	
電圧	:	3φ 200 V	
起動方式	:	スター・デルタ方式	
構造	:	羽根車 クローズド 軸封 グランドパッキン 軸受 スリープベアリング (油潤滑)	
材質	:	ケーシング F C 2 0 0 相当 羽根車 S U S 3 0 4 相当 主軸 S 3 5 C 相当 軸スリーブ C A C 4 0 6 相当	
付属品	:	共通ベース ×各1組 フライホイールカップリング ( $M R^2 = 1.3 \text{ kg} \cdot \text{m}^2$ ) ×各1組 カップリングガード ×各1組 圧力計 (バルブ等含む) レンジ 0~1.5 MPa 程度 ×各1組 連成計 (バルブ等含む) レンジ -0.1~0.6 MPa 程度 ×各1組 その他必要なもの ×一式	

#### イ 2F球型フレキ

呼び径	:	40 A
取付寸法	:	98 mm (概寸)
数量	:	2個
フランジ	:	J I S 1 0 K F F
材質	:	S S 相当

#### ウ 1F曲管(片現合)

呼び径	:	50 A
フランジ	:	J I S 1 0 K F F
数量	:	2本
寸法	:	1385 mm × 100 mm (概寸)
材質	:	S U S 相当
その他	:	片側現合管であり、既設寸法に+100 mmしたものである。 現場合わせ用溶接フランジ含む

#### エ フランジ接合材(BNP)

呼び径	:	40 A
数量	:	2組

呼び圧力 : J I S 1 0 K R F  
 材質 : パッキン・・・・・ E P D M 相当  
 ボルト、ナット・・・・ S U S 相当

オ フランジ接合材 (B N P)

呼び径 : 5 0 A  
 数量 : 4 組  
 呼び圧力 : J I S 1 0 K F F  
 材質 : パッキン・・・・・ E P D M 相当  
 ボルト、ナット・・・・ S U S 相当

カ 漏電遮断器 : 5 0 A 5 0 A F 警報接点付き × 2 個

キ 進相コンデンサ : 乾式 1 5 0  $\mu$  F × 2 個

(3) 美里細野ポンプ場

ア 加圧ポンプ

数量 : 1 台 (2 号)  
 型式 : 水中渦巻ポンプ (既設: 荘原製作所 3 2 B M S P 5 6 3. 7)  
 取扱液 : 清水  
 口径 : 3 2 mm  
 フランジ : J I S 1 0 K F F  
 吐出量 : 0. 0 6  $m^3$  / m i n  
 揚程 : 8 6 m  
 出力 : 3. 7 k W  
 周波数 : 6 0 H z  
 電圧 : 2 0 0 V  
 起動方式 : 直入れ方式  
 材質 : ケーシング S U S 3 0 4 相当  
           羽根車 S U S 3 0 4 相当  
           主軸 S U S 4 3 1 相当  
 付属品 : 地上銘板 × 一式  
           水中ケーブル × 1 0 m程度  
           ケーブルバンド × 1 式  
           自動空気抜き弁 (ニップル・バルブ等含む) × 1 組  
           連成計 (ニップル・バルブ等含む) × 1 組  
           その他必要なもの × 一式

イ 2 F 手動仕切弁

型式 : 外ネジ式仕切弁

呼び径 : 80A  
数量 : 1台  
フランジ : JIS10K RF  
材質 : SCS 相当  
既設面間 : 203mm (概寸)

ウ フランジ接合材 (B N P)

呼び径 : 32A  
数量 : 1組  
呼び圧力 : JIS10K RF  
材質 : パッキン・・・・・・ E P D M 相当  
ボルト、ナット・・・・・ S U S 相当

エ フランジ接合材 (B N P)

呼び径 : 40A  
数量 : 2組  
呼び圧力 : JIS10K RF  
材質 : パッキン・・・・・・ E P D M 相当  
ボルト、ナット・・・・・ S U S 相当

オ フランジ接合材 (B N P)

呼び径 : 80A  
数量 : 2組  
呼び圧力 : JIS10K RF  
材質 : パッキン・・・・・・ E P D M 相当  
ボルト、ナット・・・・・ S U S 相当

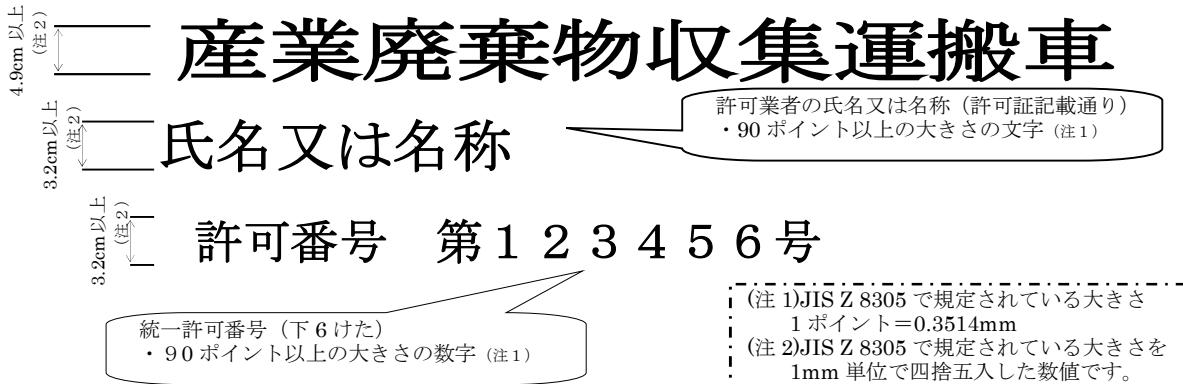
7. その他

- ・本工事等の設計図書、仕様書に記載する機材等は、既設同等品であり、詳細にわたり明記されていない事項や、寸法等が多少合致しない場合等で変更をする場合にあっても工事の目的等の性格上、当然必要なものとして、全て受注者の負担とする。
- ・本工事等の図面は、参考図であり、施工現場と本図に相違がある場合にあっては相違箇所を再調査後、市監督員と協議のうえ詳細を決定すること。
- ・設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品等については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。
- ・上記事項においては、工事等打合簿により発注者に提出（承諾）を得ること。
- ・異種金属による接合部については、電触に対する予防措置を講ずること。

### 第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

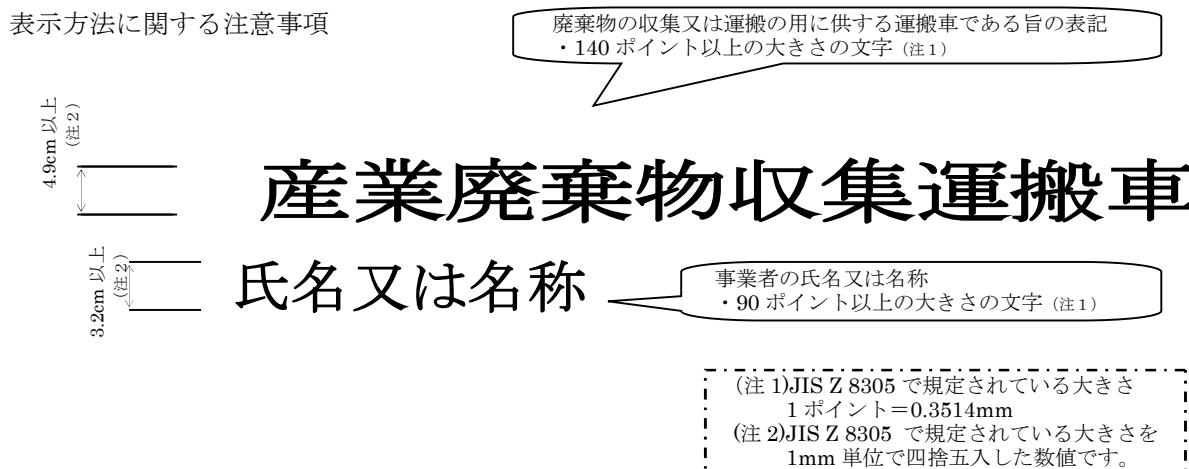
#### [産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。  
**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例**



※ 車両の両側

#### 排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例



※ 車両の両側

#### 表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項
仕様関係	<input checked="" type="checkbox"/> 共通の仕様 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用する。 <input type="checkbox"/> 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、本市工事請負契約書、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続き等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。 <input type="checkbox"/> 設計変更を行つ際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和6年9月）を参考とする。 <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」 <input type="checkbox"/> 津市工事請負契約書、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和6年5月）に準ずること。 <input type="checkbox"/> 津市工事請負契約書、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局公園緑地工事施工管理基準（令和6年5月）に準ずること。
工程関係	<input type="checkbox"/> その他（ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり
	<input type="checkbox"/> その他（ 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ 制限する工種名（ 施工方法（ <input type="checkbox"/> 工種（ <input type="checkbox"/> 工種（ <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年　　月）までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 支障物件の移設
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> 支障物件の移設
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物等の損害 <input type="checkbox"/> 官公庁への手続き等
	<input type="checkbox"/> 通学路確認 <input type="checkbox"/> 部分使用
	<input type="checkbox"/> 部分引渡し <input type="checkbox"/> その他（

(注) 上記示託項事項に変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により別途協議事項となるので明示する。発注者と異なるので明示するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等によるものとする。

明示項目	明示事項
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置等の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 概算人数组出
	<p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>概算延べ人數：交通誘導警備員 A： 人 B： 人            (注：交通誘導警備員 Aが配置できない場合も変更の対象とする。)</p> <p>受注者は、工事着手前、配置人員、期間等を計画等を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。            人員の算出は、工事が定める作業日当たり標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。            また、実績人数组出は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数组出が確認できる資料を提出すること。</p> <p>□ 積上げによる算出            配置人数组（ 人） (うち交通誘導警備員 A（ 人）)            (注：配置人数组の変更是原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 Aが配置できない場合は変更の対象とする。)</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置時間（ ）            交通誘導警備員の配置期間（ ）            交通誘導警備員配置の対象工種（ ）</p>
定期安全研修・訓練等	<input checked="" type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること。また、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施すること。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。 (1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 ① 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 ② 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 ③ 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 ④ KV及び新規入場者教育の方法 ⑤ 場内整理整頓の実施 ⑥ その他安全に関する取組み
安全巡視等	<input checked="" type="checkbox"/> 安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KV活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるときは、発注者と別途協議するものとする。  
 明示事項に変更が生じた場合及び安全施設や仮設等が発生したときは、別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	明示条件	施工	明示事項
施工条件	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>□ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）に明示されていない事項であっても、機能上及び機能上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。</p> <p>□ 工事期間中（養生期間を含む）の工事箇所に隣接する乗り入れについて、所有者（使用者）と施工前に協議し、施工時間の調整を行ない、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗り入れの形態を所有者に事前に説明し、了承を得ること。</p> <p>□ 排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じること。</p> <p>□ 受注者は、工事箇所に官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、オフセット等境界を示すものとの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。また、受注者は、地盤者の了解を得て着手すること。</p> <p>□ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。</p>
環境対策	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>□ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。</p> <p>□ 施存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある覆水（土粒子を多量に含むもの）は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行った後、放流すること。また、方が一環境に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責において解決に当たること。</p>
支援技術者	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>□ (1) 本工事の現場における現場技術業務を（公財）三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場立会、観察又は検測を行う場合（は、業務に協力すること）。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の権限は有しない、監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。</p> <p>(2) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。</p> <p>(3) 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。</p> <p>(4) 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員によるものとする。</p>
電子メールを活用した情報共有	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>□ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報を電子化する特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。</p>
デジタル工事写真的電子小黒板の使用	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>□ I C T 活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup>未満）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（小規模土工）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ I C T 活用工事（構造物工（橋梁上部））特記仕様書【施工者希望型】令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 特記仕様書（土木工事編）（受注者希望型）」を適用（津市HP「上下水管理課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照）</p> <p>□ 「特記仕様書（土木工事編）（発注者指定型）」を適用（津市HP「上下水管理課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照）</p>
週休2日モデル工事	<input checked="" type="checkbox"/>		

（主）上記受託業務事項・条件及び内容の印押当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示し易い旨記入。且場合は明示されない旨記入。別途協議すべきトキス。

明示項目	明示事項	条件及び内容
施工条件	<input type="checkbox"/> 熱中症対策	<input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書（三重県）」に準拠すること。また、熱中症対策実施後においては、実施状況について写真を添付して報告すること。
	<input type="checkbox"/> 公園内工事	<input type="checkbox"/> 公園利用者の安全確保に伴つて、工事箇所に工事関係者以外が立ち入ることのないよう、注意して施工するものとする。
	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。
	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。
	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ）期間（ ）その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）保管場所（ ）その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ）
	<input type="checkbox"/> 砂基盤材料	<input type="checkbox"/> 砂基盤材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0～20%以下とする。
	<input type="checkbox"/> 埋戻し材料	<input type="checkbox"/> 【講入土】掘削土（現場発生土）は、設計図書で明示する試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が埋戻し材料に適している場合は、監督員と協議し、流用土に変更する。
	<input type="checkbox"/> 埋戻し材料	<input type="checkbox"/> 【流用土】掘削土（現場発生土）は、設計図書で明示する試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。
	<input type="checkbox"/> 運搬方法	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 引渡場所	<input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 数量	<input type="checkbox"/> 数量（ <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km））
	<input type="checkbox"/> 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜日 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 防護（ ））
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
監督の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。 回）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 と。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行ひ、計画を行なう。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たりの標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	□仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 ( □ 別添図等 ) <input type="checkbox"/> 施工方法 ( )
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 再生材の種類 ( □ 再生Asコン ) <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 ( □ 新材に変更 ) <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂 ( 1 買入先当たり 1 槓体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。 )
認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 六面クロム溶出試験あり ( 環境告示第46号溶出試験 ) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生材の種類 ( □ 再生路盤材 ) <input type="checkbox"/> 再生Aラン <input type="checkbox"/> その他 ( )
コリンズ作成・登録	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六面クロム溶出試験あり ( 環境告示第46号溶出試験 ) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> □ 再生コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> （認定製品の品名： □ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッシュョン材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> □ グレーチング □ その他 ( )
提出書類	<input type="checkbox"/> 建設発生士情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生士情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設完成報告書 <input type="checkbox"/> 工事完成報告書	<input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
コリンズ作成・登録	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
建設発生士情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生士情報交換システムのデータ更新を行うこと。	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生士情報交換システムのデータ更新を行うこと。
提出書類	<input type="checkbox"/> 完成写真 <input type="checkbox"/> 施工計画書 ( 作業主任者 ) <input type="checkbox"/> 施工体制台帳	<input type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は 2 部とする。また、様式については、津市ホームページ ( 入札等に関する各種様式 ( 工事・コンサル ) ) に定められたものとする。 <input type="checkbox"/> 完成写真是、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるよう撮影し、3 枚 1 組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。( 提出部数 2 部 用紙サイズ : A4 )
建設発生士情報交換システム	<input type="checkbox"/> 施工主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業制限の対象業務及び特別教育の必要な業務も同様とする。 <input type="checkbox"/> 工事を施工するため下請契約 ( 一次下請負人となる警備業者との契約含む ) を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。	<input type="checkbox"/> 工事の一部分において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者 ( 再下請負業者を含む ) との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用關係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者と記載する。また、添付書類に付するものと規定する。また、添付書類についても、施工体制台帳と兼ねることができる。
建設発生士情報交換システム	<input type="checkbox"/> 部分下請通知書 <input type="checkbox"/> 工事使用材料	<input type="checkbox"/> 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書 ( 合和 6 年 7 月 ) に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明の資料確認 ( 提示及び提出 ) は、施工工計画書作成時に監督員と協議すること。
提出書類	<input type="checkbox"/> 最終変更設計図面・竣工図面	<input type="checkbox"/> 延長、使用材料、舗装復旧面積等に変更が生じた場合は、監督員の確認を受けた後、以下のデータを CD-R または DVD-R ( メディア本体に工事名、工期及び請負業者名を記入 ) に格納し、提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事位置図 ( PDF ) ※設計書添付のもの</li> <li>・竣工図 ( DXF ) ※舗装展開図は不要</li> <li>・給水切替圖書 ( PDF )</li> <li>・バルブ・消火栓オフセット図 ( PDF )</li> <li>・マーカーオフセット図 ( PDF )</li> <li>・工事写真 ( PDF ) ※有用な写真のみ抜粋すること</li> </ul> <input type="checkbox"/> その他 ( )

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、印示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容				
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。				
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（□ 2部 <input checked="" type="checkbox"/> （ 1 ）部）とする。 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 6年 7月改訂）を適用 設計条件（ ） 削孔数量（ ） 工法区分（ ） 注入量（ ） 材料関係（ ） 工法関係（ ） その他（ ）				
社会保険等未加入	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施主や発注者が加入状況欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、元請負人及び下請負人は見積書の提出を要する場合、速やかに対応すること。				
法定福利費の負担	<input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積書の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人は標準見積書相当額を法定福利費として請求する必要があること。 また、元請負人は標準見積書相当額を内訳明示した見積書の提出を要する場合、元請負人は見積書の活用による法定福利費に努めること。 (津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コソナルタント開設一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)				
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 <input type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの輸送及び地元製品の使用 <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借り入れ <input type="checkbox"/> 業務従事者の使用人等が必要となる場合は、市民を活用するよう配慮すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。				
特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 業務従事者の使用人等が必要となる場合は、市民を活用するよう配慮すること。				
時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、「建設業法第2.6条第3項ただし書の規定（監理技術者（特定監理技術者等）の配置）」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）				
津市公契約条例	<input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	<table border="1"> <tr> <td>1 受注者の責務</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。</td> </tr> <tr> <td>2 公契約の解除等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。            (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。            (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。            (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。            (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。            (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</td> </tr> </table>	1 受注者の責務	<input checked="" type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。	2 公契約の解除等	<input checked="" type="checkbox"/> 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。
1 受注者の責務	<input checked="" type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。					
2 公契約の解除等	<input checked="" type="checkbox"/> 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。					

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印當該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和7年3月

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市公契約条例	<input checked="" type="checkbox"/> 労働環境の確保に係る誓約事項	<p>□ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があつた場合は、関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し、労働者等が正告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対する周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p>
暴力団等の不当介入の排除等	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</li> <li>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときはは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し検査上必要な協力をを行うこと。</li> <li>(5) 捜査上必要な協力を行ったときはは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</li> <li>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となつたときはは、発注者に契約金の延長を求めることがある。</li> </ul> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</li> </ul> <p>3 契約等の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</li> </ul>
建設業退職金共済制度に係る事務手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度について	<p>□ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</p> <p>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）において、「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</p> <p>3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途とすること。</p> <p>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設業従職金共済制度に係る事務手続き	5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充當日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充當実績総括表」又は「工事別共済託受払簿」又はその他関連書類の提出を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。	5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充當日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充當実績総括表」又は「工事別共済託受払簿」又はその他関連書類の提出を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。
津市工事請負の地元調整	□ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書  1 魅旨 津市工事請負に係る地元調整においては、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事中の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」と特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段において定め、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意書において、工事説明書において、本特記仕様書において、工事請負に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事登録に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などを明示する。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 カ アからオまでに特に掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為 (3) 「下請負人等」とは、工事説明の進め方	□ 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 魅旨 津市工事請負に係る地元調整においては、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事中の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」と特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段において定め、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意書において、工事説明書において、本特記仕様書において、工事請負に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などを明示する。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事登録に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などを明示する。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 カ アからオまでに特に掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為 (3) 「下請負人等」とは、工事説明の進め方

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和7年3月

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市工事請負の地元調整		<p>5 不当要求行為等            (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等(津市事務分掌規則(平成18年1月1日規則第6号)第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。)に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をするとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせることとする。            (2) 受注者が不当事実を受受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせることとする。            (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターにおいて、発注者が同行した際に、不当要求行為等を行うものとする。</p>
その他	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> その他（ ））	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せにより協議するものとする。